

令和6年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和6年2月19日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
建設課長	松野孝君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 3 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 4 ＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜ P 4 ～ P 5 ＞
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜ P 5 ＞
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 3 号）〕＜ P 5 ～ P 6 ＞
- 日程第 6 議案第 1 号 第 9 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）について＜ P 6 ～ P 1 2 ＞
- 日程第 7 議案第 2 号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例＜ P 1 2 ～ P 1 3 ＞
- 日程第 8 議案第 3 号 足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 3 ～ P 1 5 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和6年第1回足寄町議会臨時会を開催いたします。

◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和6年第1回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

町民の皆様には穏やかな新年を迎えられたものと思っておりますけれども、新年早々の能登半島地震で正月気分もですね、吹き飛んでしまったと言われる方も多いのかなというように思っているところであります。

地震発生してから、またもう1か月半以上が過ぎるところでございます、亡くなられた方については241名ということでございます。心からお悔やみを申し上げます。

また、6万棟以上の家屋に被害があったということで、断水、それからまだ、停電というようなお宅もあるということで、避難生活が続いております。

被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧復興、元の日常の生活がですね、戻ってくることを心から願うところでございます。

2月に入って非常に寒い日もございましたけれども、最近はですね、全国的に春を思わせるような、そういった天候になっているところでございます。

先週も10センチ以上の雪が降りましたが、非常にとけるのも早いというようなことであります。

日中の最高気温については、足寄町では14日の日に13.1度が観測されているということで、2月のもので、観測史上最高のもので、温度を記録しているというようなところでございまして、これも温暖化の影響もあるのかなと、こう考えるとあります。

まだまだ朝晩寒いですし、日中との寒暖差といいますか、非常に大きいので、体調には十分注意をしていただければというように思いますし、先週ですか、インフルエンザの注意報が発令されたというようなことも聞いておりますので、インフルエンザも感染が拡大しているのかなというようにも思っておりますので、引き続き、基本的な感染対策等ですね、お願いできればというように思っているところであります。

本日、御審議頂く議案でありますけれども、専決処分の報告2件と、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、議案8件を予定しております。

御審議賜りますようお願いを申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、2番井脇昌美君、3番榊原深雪君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

本日開催されました第1回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日2月19日から22日までの4日間とし、このうち、20日から21日までの2日間は休会といたします。

次に、審議予定について報告します。

本日2月19日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、報告第1号と報告第2号の報告を受けます。

次に、議案第1号について提案理由の説明を受け、質疑を行った後に、議長を除く12名の委員で構成する第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

次に、議案第2号を即決で審議いたします。

議案第3号につきましては、提案理由の説明を受け、質疑を行った後に、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

なお、議案第4号から議案第8号までの補正予算案につきましては、後日、提案理由の説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から2月22日

までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から2月22日までの4日間に決定いたしました。

なお、4日間のうち、20日から21日までの2日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、2日間は休会に決定いたしました。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

足寄町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政報告を申し上げます。

足寄町橋梁長寿命化修繕計画の改訂について御報告申し上げます。

現在の足寄町橋梁長寿命化修繕計画は、従来実施してきた対症療法的な事後保全による修繕及び架替えから、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理へ転換することにより、橋梁の延命化や修繕及び架替えに要する費用の縮減・平準化を図るため、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間として平成25年1月に策定いたしました。これまで平成28年、平成30年及び令和3年に更新を行ってまいりましたが、最新の点検結果に基づき、今後10年間の修繕計画を、令和5年12月に別冊のとおり改訂いたしましたので御報告申し上げます。

本町が管理する橋梁は、当初計画策定時は125橋でしたが、令和5年の時点では

119橋で、町道の切替えや撤去に伴う廃橋が2橋、道道昇格に伴う移管が3橋、町道廃止に伴う林道への移管が1橋の合計6橋が減少しました。また、119橋のうち、建設後50年を経過する橋梁は現在30橋ですが、令和15年には53橋、令和25年には86橋となり、今後、急速に高齢化が進む見込みです。

次に、橋梁点検に基づく健全性診断の結果につきましては、4段階の判定区分のうち、健全であるものが54橋、予防保全段階にあるものが43橋、早期措置段階にあるものが22橋となっており、緊急措置段階にあるものはありませんでした。損傷状況の主なものは、下部工ひび割れや上部工塗装劣化及び支承腐食、床版漏水などで、これらの点検結果につきましては、本計画とともに本町のホームページに掲載し、公表する予定としております。

今後60年間に必要とされる維持管理費用につきましては、事後保全型では約130億円の費用が必要となるのに対して予防保全型では約45億円となり、約85億円のコスト縮減が期待できる結果となりました。

今後も、本計画に基づき橋梁の維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第1号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告第1号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野孝君。

○建設課長（松野 孝君） 議案書2ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第1号

専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和6年1月24日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は15万7,586円でございます。

2、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙として3ページに添付してございます示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後、双方とも異議申立て等をしないことを誓約しております。

次に、4ページを御覧ください。

事故の概要につきましては、令和5年9月29日午前7時頃、足寄町郊南1丁目17番43地先において、相手方の運転する車両が道路上に設置された雨水桝の上を通過する際に、鉄製の蓋が外れて車両下部に接触し、損傷を与えたものでございます。

なお、この事故で運転手にけがはありませんでした。

事故の原因につきましては、雨水桝の蓋が地面に固定されていなかったためでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が100%でございます。

5ページに事故発生現場の状況図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今後につきましても、このような事故が起きないように、町道の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告について〔令和5年度足寄町一般会計補正予算（第13号）〕の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第2号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第13号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月24日付けで、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

補正予算の内容について申し上げます。

7ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第13号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,210万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第1号で御報告いたしました、町道における車両破損事故に伴います賠償金15万8,000円の歳出計上と、この財源といたしまして、損害賠償保険金を同額計上するものでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 議案第1号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 議案第1号第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） ただいま議題となりました、議案第1号第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）について、提案理由の御説明をいたします。

足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を別冊のとおり定めたいので、御提案するものでございます。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を1期として定め、3年ごとに見直しを行うこととなっており、計画策定に当たり、町民参加による計画の進行管理と評価を行うために組織された足寄町高齢者保健福祉推進委員会の皆様に、調査、審議、そして御意見を頂き、計画の作成に御尽力頂きましたことに、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

本年2月5日開催の推進委員会において、第9期計画として全員一致で了承され、具申を頂きましたことから、本日、計画提案をさせていただくものでございます。

後ほど、計画書に沿って順に御説明をさせていただきますが、次期計画期間3か年の平均要介護認定者数を478人と推計し、そのうち施設サービス利用者を116人、居宅サービス対象者を362人と見込み、今後3年間の介護給付費を介護報酬の改定を見込んで給付費等の積算をした結果、費用総額は第8期に比べ1億1,523万円増の27億9,127万円と推計いたしました。

この推計値に基づき、第8期同様、低所得者への軽減措置や、国の基準に従い高所得者の保険料負担段階の多段階化を行い、さらに保険料引上げを避けるため、介護給付費準備基金を約6,190万円取崩し、65歳以上の第1号被保険者の基準保険料月額を第8期と同額の5,750円とし、

他の段階の保険料につきましても、国の標準乗率及び公費軽減割合を用いた乗率を使用した保険料といたしました。

なお、今回の臨時会で本計画の議決を頂いた後、本年3月の第1回定例会に、本計画に基づく足寄町介護保険条例を改正する条例の提案を予定しております。

現在、計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に、字句の修正等が行われる可能性があることにつきまして、御了承くださいますようお願い申し上げます。

非常にボリュームのある内容でございますので、重点項目や、特に御説明が必要と思われる内容にポイントを絞り、御説明させていただきます。

計画書2ページをお開き願います。

まず、I、総論の第1章 計画の考え方、1、計画策定の趣旨についてですが、我が国の65歳以上高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には3,653万人に達すると見込まれる一方、総人口は2010年以降減少に転じており、特に高齢者を支える15歳から64歳までの生産年齢人口は、令和4年10月1日現在7,421万人となり、1人の高齢者を2人の現役世代で支えなければならないようになっていきます。

それに対応するためには、国は介護保険制度の断続的な見直しを行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりました。

本町におきましては、平成22年度より医療と介護、保健、福祉連携システムを構築し、在宅生活を支える取組を進めてきましたが、さらなる高齢化率の上昇が見込まれる中、継続的に地域包括ケアシステムの深化・推進と自立支援、介護予防や医療、介護連携に向けた取組を推進していきま

す。

2、計画策定の位置づけと構成につきましては、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定することと、足寄町第6次総合計画及び足寄町地域福祉計画、並びに国の基本指針や北海道の関連計画との整合性を図り、策定するものです。

3、計画の期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、今後のサービス見込み量や保険料の推計を行いました。

4、日常生活圏域の設定につきましては、足寄町全体を一つの日常生活圏域として設定いたしました。

5、計画の作成体制と住民の意見反映につきましては、第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画骨子を基盤として、検討を行っていただきました。

次に、5ページをお開きください。

第2章 基本理念、基本目標、重点取組、1、基本理念につきましては、前期計画に引き続き、「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」を目指したまちづくりを積極的かつ計画的に推進することとしています。

6ページ、2、基本目標ですが、基本目標1、生涯生きがいを持ち健康に生活できるまちの実現、基本目標2、住み慣れた地域で最後まで安心して生活できるまちの実現、基本目標3、高齢者の尊厳を支えるまちの実現、基本目標4、地域で支え合い、継続的ケアの受けられるまちの実現、7ページに移りまして、基本目標5、介護保険サービスを安定して提供できるまちの実現、以上の五つの基本目標を設定しております。

次に3、重点的取組ですが、今後3年間の計画の推進に当たり、①高齢者の積極的な社会参加・生きがいづくりの推進、②在宅福祉サービスの充実、8ページに移りま

して、③住みよい環境づくりの推進、④認知症施策の推進、9ページに移りまして、⑤高齢者の権利擁護制度の推進、⑥介護予防・生活支援の推進、⑦地域包括ケアシステム（医療と介護、保健、福祉連携システム）の深化・推進、10ページに移りまして、⑧介護保険事業の適正な運営、⑨介護人材の確保及び資質の向上、以上を重点的に取り組むこととしております。

続いて、11ページ、第3章 足寄町の高齢者の現状と将来推計の総人口と高齢化率の推移ですが、本町の総人口は昭和35年をピークに減少し、令和5年9月では6,204人となっています。一方、75歳以上の人口は増加を続けており、高齢化率は40%を既に超えています。

続いて、13ページ、表2、人口推計がありますが、令和8年には後期高齢者の比率が25%を超え、町民の4人に1人が75歳以上になる見込みです。また、65歳以上人口は平成30年以降徐々に減少しており、その傾向は令和6年度以降も同様となる見込みとなっております。

続いて、2、要介護認定者の現状と将来推計ですが、14ページに移りまして、

(1) 要介護認定者数等の推移ですが、要介護認定者数は平成24年まで年々増加し、平成29年まではほぼ横ばいとなり、平成30年に一旦減少しましたが再度横ばいとなっております。また、平成28年から介護予防日常生活支援総合事業が導入され、平成30年まで要支援1・2が減少しましたが、令和元年以降は年々増加しています。

15ページ、(2) 要介護認定者数の推計ですが、令和5年9月末の年齢区分ごとの人口に占める要介護度別の認定者数の割合は80から84歳の要介護認定者出現率は5人に1人、85歳以上の要介護認定者出現率はおよそ2人に1人の割合となっており、令和8年度まで、要介護認定者数は年々増加していくものと見込まれます。

16ページ、(3) 施設における利用者数の推計ですが、令和8年度は114人、令和12年度は118人と横ばいになると見込んでおります。

続いて、(4) 居宅サービス対象者数の推計ですが、計画期間中は増加するものと推計しています。

17ページ、3、高齢者のいる世帯の状況ですが、総世帯数は減少しており、現在全世帯数の半数以上が高齢者のいる世帯となっています。

18ページから21ページの4、医療費の状況ですが、生活習慣病患者数を見ると、高血圧、筋・骨格、脂質異常症と狭心症が高くなっています。

21ページを御覧ください。

医療費の現状を見ると、糖尿病、関節疾患などが上位を占め、糖尿病、脂質異常症は自覚症状がないことが特徴であるため、長期間放置してしまうと、脳、心臓、腎臓の血管に障害が発生し、脳梗塞等の疾患につながり、後遺症を残すなどして、要介護状態の原因となることが考えられることから、若いときからの生活習慣病の予防が重要となっております。

続いて、22ページから各論に入ります。

23ページの図7に、計画の体系図を掲載しております。

続いて、24ページ、第1章 生涯生きがいを持ち健康に生活できるまちの実現についてですが、第1節、高齢者の積極的な社会参加・生きがいづくりの推進、1、生きがいづくりの推進として、(1) 老人クラブの活性化への支援や、(2) ふれあいプラザ活動等による生きがいづくり支援を行います。

次に、25ページ、2、地域活動促進のための基盤整備では、(1) 世代間交流の推進について、さらに26ページ、(2) 高齢者の就労・ボランティア活動の促進では、高齢者の知識、知恵、技術、技能を生

かした多様な就労の機会を確保するために、高齢者就労センターの活動支援を継続するとともに、ボランティアとして活動する高齢者等の拡大に向け、介護ボランティアの養成研修や啓発活動等を行うこととしています。

続いて、27ページ、3、生きがい活動支援事業についてですが、(1)生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス)では、高齢者の介護予防を図るため、利用者のニーズに合わせた魅力あるメニューを導入するなど、利用者拡大に向けた対策を検討します。

次に、(2)敬老祝い金及び28ページの(3)敬老会開催費交付金の2事業につきましては、引き続き行うこととし、地域のつながりや敬老思想の醸成を図ることとしております。

29ページ、第2章 住み慣れた地域で最後まで安心して生活できるまちの実現についてですが、第1節、在宅福祉サービスの充実、1、保健医療サービスの充実として、足寄町健康づくり計画に基づいて、健康診断、保健指導、健康教育、健康相談等の各種健康づくり事業に取り組み、特定健診受診率、特定保健指導率は目標を達成しました。今後も特定健診受診率の向上、メタボリック該当者予備軍への特定保健指導等を実施し、生活習慣病予防とともに、重症化予防が必要と考えております。

30ページの表14では、各分野の現状や目標について掲載しております。

31ページ、(2)特定健診・特定保健指導についてですが、受診機会を多くするように努めるとともに、定期通院治療中で、医療機関での検査が必須項目を満たしている場合、データを提供してもらうことで検診を受診したとみなすことができることから、令和4年度の実診率は64.5%となり、国の目標である60%は達成いたしました。国の目標は達成できましたが、生活習慣、検査値の改善は容易ではないこ

とから、効果的な指導の在り方について、今後も研さんが必要と考えております。

32ページ、(3)高齢者インフルエンザ予防接種等については、予防・重症化防止に資するものであることから、予防接種に関する正しい知識と接種方法の普及に努めます。

33ページ、2、生活を支える医療の充実についてですが、今後ますます多様化する医療ニーズに対応するために、関係機関との連携や通院移動支援の充実などを図ります。

また、3、福祉サービスの充実についてですが、施設サービスの確保を図るほか、35ページ、生活支援サービスの充実とし、まして、外出支援サービス、除雪サービス、緊急通報システム設置、配食サービス、紙おむつ支給事業等を実施し、高齢者等が自宅等において自立した日常生活を続けることができるように支援をまいります。

続きまして、40ページを御覧ください。

第2節、住みよい環境づくりの推進では、利用しやすい交通・移動手段の推進、防犯・消費者保護の充実、交通安全の推進、高齢者の居住安定施策の推進、大規模災害や感染症などへの対応を図ってまいります。

次に、44ページですが、第3章 高齢者の尊厳を支えるまちの実現についてですが、認知症施策の推進として、認知症サポーター養成講座を広い世代に対して行い、地域全体が認知症に対する理解を深められるよう推進するほか、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置を行い、早期に認知症の診断や治療、適切な介護サービスにつながるよう支援を図ります。

次に、47ページを御覧ください。

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができ

るかの流れをまとめた足寄町認知症ケアパスを図8として掲載しております。

49ページ、認知症高齢者等への地域見守り体制の推進についてですが、かえるネットワークやチームオレンジ活動により地域で暮らす認知症の人の支援等を図っていきたいと考えております。

50ページ、第2節、高齢者の権利擁護制度の推進では、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止を図っていきます。

53ページを御覧ください。

第4章 地域で支え合い、継続的ケアの受けられるまちの実現についてですが、第1節、介護予防・生活支援の推進において、自立支援・介護予防・日常生活支援総合事業として、軽度な方が利用する訪問型サービスや通所型サービスの円滑な実施を図るほか、緩和した基準によるサービスの提供や住民主体による支援体制の構築について検討していきます。また、老人クラブ等の各種団体で、健康講座や介護予防事業を実施し、重度化防止と健康寿命の延伸を図ります。

57ページに移りまして、第2節、地域包括ケアシステム（医療と介護、保健、福祉連携システム）の深化・推進、1、地域ケア会議の充実では、医療介護の多職種で個別事例の検討、地域ネットワーク構築、地域課題把握を行っていきます。

また、58ページ、2、在宅医療・介護連携の推進では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を図ります。

59ページ、3、多様な主体による生活支援・介護予防サービス基盤の推進では、生活支援コーディネーターと連携し、町内の多様な主体による足寄町生活支援・介護予防サービス提供体制整備推進協議体において、必要な生活支援・介護予防提供体制

について検討していきます。

60ページ、4、相談窓口の充実についてですが、来所者の相談を待つのではなく、家庭訪問、地域の方や民生委員などからの情報収集、地域の各種団体に出向くなど早期把握に努め、関係機関との連携をとりながら、地域で安心して生活できる相談支援体制の充実を図ります。

63ページ、第5章 介護保険サービスを安定して提供できるまちの実現についてですが、第1節、介護保険事業の適正な運営として、ケアプランの点検や、制度の周知及び事業者情報の提供、適切な要介護認定などに努めるほか、66ページ、3、在宅サービスの充実において、これまでサービスの利用実績を考慮し、訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ、福祉用具貸与などの各サービスの見込み量を推計いたしました。

また、74ページ、4、施設サービスの充実においても同様に、これまでのサービスの利用実績等を考慮し、特別養護老人ホームなどの各サービスの見込み量を推計いたしました。

76ページに移りまして、市町村が事業者の指定権限を持ち、それぞれの市町村住民の利用が優先される地域密着型サービスにおいても、デイサービスやグループホーム、小規模多機能型居宅介護サービス等についてのサービス見込み量を推計しております。

続きまして、79ページ、その他のサービスについてですが、介護保険サービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給される高額介護サービス費の支給のほか、80ページ、特定入所者介護サービス費（補足給付）支給や、グループホーム家賃等助成事業などを行い、低所得者の負担軽減を図っていきます。

次に、83ページを御覧ください。

7、介護保険料につきましては、（1）介護保険費用の推計としまして、サービス

種別・要介護度別ごとの1回(日)当たりの平均給付費の実績値、または単位費用に各年度のサービス種別ごと・要介護度別見込み量を乗じ、さらに令和6年度の介護報酬の改定を考慮し積算いたしました。

3年間の標準給付費見込額は26億5,628万9,000円となり、主な内訳は居宅サービス費が13億9,757万3,000円、施設サービス費が9億7,544万円などとなっています。

団塊の世代が75歳を迎える令和7年度では、標準給付費見込額が9億1,447万4,000円となる見込みであり、引き続き必要なサービス供給量の確保とあわせ、より一層の健康づくりや介護予防に努めるものであります。

84ページから86ページまで、表15で、各サービスの給付費・利用量等の推計を掲載しております。

続いて、87ページ、(2)第1号被保険者の所得段階別人数の推計ですが、第1号被保険者の介護保険料は、令和6年度から令和8年度までの本町の介護保険事業の給付費等の23%を所得等に応じ御負担頂くこととなります。

令和5年6月当初賦課時点の所得段階別被保険者数をもとに、中間年である令和7年度の被保険者数の推計を行うと、表16のとおりとなりました。

88ページ、(3)第1号保険料率の推計ですが、3年間の第1号被保険者の介護保険料は、3年間の給付費見込額と地域支援事業費見込額の23%を後期高齢者の割合及び所得段階別加入割合等を加味し、本町の65歳以上の人数で割ることにより算出いたしました。

これまで頂いた保険料を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩さない場合の介護保険料基準額は年額7万7,844円、月額6,487円となりましたが、基金の令和5年度末残高が約1億4,300万円となる見込みでありますことから、このうち

6,190万円を次期3年間で取り崩すこととし、令和6年度からの介護保険料は、第8期と同額の年額6万9,000円、月額5,750円とすることといたしました。

ちなみに令和12年度の介護保険料の推計では、基準額は8万9,016円、月額7,418円と見込んでおります。

89ページ、90ページに、介護保険サービスの標準給付費推計を掲載しています。

90ページ、(4)所得段階別の保険料ですが、保険料は所得に応じた御負担を頂くことになり、所得段階別の月額保険料は、91ページ、表18のとおりで、低所得者軽減措置は引き続き行うこととしております。

続きまして、91ページ、(6)介護給付に係る収入・費用の見込みは、92ページ、表19にまとめており、費用総額を27億9,127万7,000円と見込み、財源となります。国、北海道などの各負担金の率は、次ページ、表19の備考欄を御覧ください。

93ページ、第2節、介護人材の確保及び資質の向上、1、サービスの質向上のための取組として、介護支援専門員への支援や介護サービス事業者の指導を実施します。

また、94ページ、介護人材の確保においては、介護人材に限らず、全国的に労働力不足が進んでいく状況から、介護の有資格者を雇用する取組はさらに厳しい状況になると思われ、若い世代に対して、介護職の重要性ややりがいを伝えることで、介護職を志す人材を増やす、介護の資格を持たない人材を雇用して育成するといった事業に取り組み、研修制度やスキルアップ支援制度等の充実に努めていきます。

第6章 計画推進体制と評価では、本計画策定に当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施と、

足寄町生活支援・介護予防サービス提供体制整備推進協議体において、介護保険事業及び介護予防等における現場の課題について把握を行ったほか、町民にパブリックコメントを実施いたしました。

今後は、本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、足寄町高齢者保健福祉推進委員会で進捗状況の点検、評価を行うほか、自己点検を実施します。

97ページからは資料編となっております。98ページから103ページまでは足寄町の概要、計画の作成体制を掲載しており、説明は省略させていただきます。

続いて、104ページから112ページまでは、高齢者保健サービスの一覧でございますが、これまで概略等を説明させていただいたものを含む様々なサービスについて一覧にまとめたものです。

続いて、113ページから140ページまでは、主に高齢者の生活実態を把握するために実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果の概要を掲載しています。

以上で、計画内容についての御説明とさせていただきます。

今後、高齢化は進展する見込みですが、介護保険財政の安定運営を図るため、健康づくりや介護予防による健康寿命の延伸に努め、必要なサービスの提供体制の整備に取り組み、本計画の基本理念である「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜り、御審議頂きますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、総合条例第11条第2項の規定により、議長を除く12名の委員で構成する第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長を除く12人の委員で構成する第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

午前10時49分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が委員長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に、川上修一君。

副委員長に、多治見亮一君。

以上のとおりです。

◎ 議案第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第2号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書16

ページを御覧ください。

ただいま議案となりました、議案第2号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、町民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、本籍地以外での戸籍謄本等の広域交付及び戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する改正規定が、令和6年3月31日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められたため、本条例の一部を改正するものです。

改め文の朗読は省略させていただきます。主な改正内容について御説明させていただきます。

19ページ、20ページを御覧ください。

1点目として、戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を、戸籍証明書及び除籍証明書に改め、字句の整理をさせていただくとともに、広域交付に係る手数料を、戸籍謄本等の交付手数料と同額の戸籍450円、除籍750円とするものでございます。

2点目として、電子証明提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本町が徴収する手数料の額を戸籍400円、除籍700円とするものです。

21ページ、22ページを御覧ください。

3点目として、戸籍の届書の画像を電子化し、届出情報を作成することに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に関する額を、届出その他書類の記載事項証明等の交付及び閲覧と同額の350円とするものでございます。

以上3点が主な改正となります。

17ページへお戻りください。

附則として、改正規定が令和6年3月1日に施行されることから、本条例の施行期日にも同日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第2号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書 23 ページを御覧ください。

ただいま議案となりました、議案第3号 足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

改め文の朗読は省略させていただいて、新旧対照表にて御説明させていただきます。

25 ページ、26 ページを御覧ください。

本条例の改正は、近年の燃料価格の高騰や資機材の調達費上昇などにより、収集運搬に要する経費が増加しているため、し尿等処理手数料の改正を行うものでございます。

し尿等処理手数料は、平成18年4月1日に規定されて以来、消費税率の上昇分のみを反映させた改定を実施しており、現行の手数料は、平成31年10月1日に消費税率が8%から10%に引上げられたのに合わせまして改定を実施し、基本料金が、1,870円、超過料金が4円68銭となっています。

改正の内容でございますが、これまで、し尿処理手数料に係る消費税は内税として、税込み価格で規定してきたところですが、本改正により、税抜価格として改正するとともに、改定後の基本料金を2,040円、超過料金を5円10銭とするものでございます。

改正後の基本料金及び超過料金は税抜価格ですので、これに現行の消費税率10%を加算しますと、それぞれ2,244円、5円61銭となり、改定前と比較しますと約2割の増加となります。

23 ページへお戻りください。

附則としまして、この条例の施行期日を令和6年4月1日から実施することといたしております。

経過措置として、別表の規定は条例の施行日以後に収集するし尿等について適用

し、これより前に収集されたし尿等の手数料については従前の例によるものとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、7番。

○7番（木村明雄君） ここでですね、ちょっと私もちょっと分からないわけなんですけどもね。今の時代、この銭の単位で使ってるわけなんで、この辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 従前から、銭の単位を使わせていただいているのですけれども、超過料金につきまして、100リットルごとの超過料金の単位になりますので、銭が…、1リッター当たり…、すみません。改定後でいくと、5円10銭ですか。これ100リットル単位の収集を行っているものですから、510円となりますので、今改正については、5円10銭で設定しております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） はい、7番。

○7番（木村明雄君） そこでですね、これそんなにないのではないかと思うんですよ。5円10銭だなんてね。これ一体全体、どうなってるのかなというのが私の不思議などこなんだけども。これ、切り上げるとか切り下げるとか、円は円だという形にならないのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 副町長でございます。答弁させていただきます。

今回の値上げの基準が物価高ですとか、そういうものに対応するというので、管

内町村等の比較等もしながら、やはり20%ぐらいが適切じゃないかということで考えさせていただきました。

400リットルであれば、2,040円、税込み2,444円なのですが、それを1リットル当たりで割り返したら、5円60銭。そうすると、円単位にするということは、5円か6円ということになるので、そうすると20%よりもかなり大幅な値上げになるということで、逆算した結果2割の基準で、当然そのトータルしたら円未満切捨てという形になりますので、この今回の重点を置いたのは20%アップというところで考えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第3号足寄町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、2月22日、午前10時

より開会いたします。

大変御苦勞さまでございます。

午前11時08分 散会